

判決年月日	平成24年9月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成24年(ネ)第10035号		

○ 被告方法は、「医療用可視画像の生成方法」に係る特許発明の構成要件1-B「全ての空間座標点毎の前記色度及び前記不透明度を該視線毎に互いに積算する」を文言上充足せず、特許発明と同一の作用効果を奏するとはいえず、控訴人の主張を前提とすると客観的にみて意識的に「全て」に限定したものとして、均等侵害も成立しないとされた事例

#### (関連条文) 特許法70条

本件は、Yらが被告製品を製造、販売等した行為について、Xが、Yらに対し、①被告製品を用いた医療用可視画像の生成方法（被告方法）は、本件特許権（発明の名称「医療用可視画像の生成方法」）に係るXの専用実施権を侵害すると主張して、特許法100条1項に基づき、被告方法の使用の差止めを求め、②被告製品は、本件各発明による課題の解決に不可欠なものであり、Yらは、いずれも、被告製品が本件各発明の実施に用いられるることを知りながら、業として、上記製造、販売等の行為に及んでいるから、本件特許権を侵害するものとみなされる（特許法101条5号）と主張して、同法100条1項、2項に基づき、被告製品の製造、販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに、③Xは、特許権者から、Yらに対する特許権侵害による不法行為に基づく損害賠償請求権（民法709条、特許法102条1項）を譲り受けたと主張して、連帶して、上記損害金合計4000万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

原判決は、被告方法が本件各発明の技術的範囲に属さないとして、Xの請求をいずれも棄却したため、Xがこれを不服として控訴した。

本件の争点は、(1) 技術的範囲への属否、(2) 間接侵害（特許法101条5号）の成否、(3) 直接侵害の成否、(4) 特許無効の抗弁の成否、(5) 損害賠償請求の可否及び損害額である。

本判決は、以下のとおり判示して、本件控訴を棄却した。

「特許請求の範囲の「全ての」は、用語の一般的な意味に基づいても、本件明細書の発明の詳細な説明の記載を考慮しても、「ことごとく。みな。全部」を指すものと解すべき

である。そうすると、構成要件 1－B における「全ての空間座標点毎の色度および不透明度を互いに積算し」とは、視線上のボクセルデータのうち、積算処理から除くものが存在しないことを意味するものである。被告方法においては、被告数式 1 の積算処理に関し、被告数式 2 による閾値の設定がされており、被告数式 1 の積算処理は、被告数式 2 で設定された閾値に達した時点で打ち切られるものと認められるところ、被告方法においては、上記計算打ち切り処理により、視線上のボクセルデータ中に、積算処理の対象とされないものが存在することが認められる。

そうすると、被告方法は、「全ての空間座標点毎の前記色度及び前記不透明度を該視線毎に互いに積算する」ものには当たらない。

したがって、その余の点について検討するまでもなく、被告方法は、構成要件 1－B を文言上充足しない。」

「本件発明 1 は、従来方法では、各視線上に位置するボクセル毎の色度及び不透明度を互いに積算する演算過程の高速化を図るために、一部のボクセルに関するデータを間引いて演算を行っていたため、可視化した画像において、生体組織間の微妙な色感や不透明感を表現することができなかったことに鑑みて発明されたものである。本件発明 1 は、二次元平面上の各平面座標点と視点とを結ぶ各視線上に位置する「全ての前記平面座標点毎の色度および不透明度を該視線毎に互いに積算する」ことにより、放射線医療診断システムにより断層撮影して得られた画像データ値に基づき、生体組織間の微妙な色感や不透明感を表現しつつ、相異なる生体組織を明確に区別することが可能な可視画像を生成し得る医療用可視画像の生成方法を提供することを目的とするものである。

これに対し、被告方法においては、被告数式 1 の積算処理は、被告数式 2 で設定された閾値に達した時点で打ち切られるため、生体組織間の微妙な色感や不透明感を表現する観点からは、画質に対して悪い影響を与えるものである。被告方法による可視画像の生成は、本件発明 1 の方法によるほど生体組織を明確に区別するという作用効果を奏するものとはいえないものと解される。

したがって、被告方法は、本件発明 1 の目的を達し、同一の作用効果を奏するとまではいえないものであるから、均等の第 2 要件を欠くものである。

…本件明細書によれば、従来技術は一部のボクセルに関するデータを「間引いて」演算を行っていたため、可視化した画像において、生体組織間の微妙な色感や不透明感を表現することができなかったことから、上記課題を解決する手段として、本件発明 1 は、「全ての」前記平面座標点毎の前記色度及び前記不透明度を該視線毎に互いに積算し、当該積算値を当該各視線上の前記平面座標点に反映させることを特徴とするものである。

仮に控訴人が主張するように、従来技術に係る「間引いて」の反対語が「間引かずに」ということであれば、出願人において特許請求の範囲に「間引かずに」と記載することができたにもかかわらず、本件発明 1 の特許請求の範囲には、あえてこれを「全て」と記載したものである。このように、明細書に他の構成の候補が開示され、出願人におい

てその構成を記載することが容易にできたにもかかわらず、あえて特許請求の範囲に特定の構成のみを記載した場合には、当該他の構成に均等論を適用することは、均等論の第5要件を欠くこととなり、許されないと解するべきである。

以上のとおりであるから、仮にXの主張を前提とすると、客観的にみて、意識的に「全て」に限定したものと解され、均等の第5要件も充足しないこととなる。

したがって、被告方法は、本件発明1の構成要件1-Bにおいて均等とはいえない。」

「以上のとおり、被告方法は、本件発明1の構成要件1-Bを、文言上充足せず、均等論によっても、その技術的範囲に属するとはいえない。」